

国立市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成26年11月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の背景.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯.....	9
2 少子化の動向.....	12
3 保育環境・教育環境の状況.....	20
4 子育て支援事業の提供体制.....	22
5 ニーズ調査からの課題.....	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針.....	31
2 新制度の全体像.....	34
3 新制度の事業体系.....	35
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	38
5 教育・保育の提供区域.....	39

第4章 幼児期の教育・保育の整備

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	43
2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	44
3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上.....	45
4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	45
5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携.....	46
6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携.....	46

第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	49
2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策.....	58

3	児童虐待防止の充実.....	59
4	ひとり親家庭の自立支援の推進	60
5	しょうがい児施策の充実.....	61
6	仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備	63

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進.....	67
2	計画の進行管理	67
3	計画の進行状況の公表.....	68
4	国・都への要望	68

資料編

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

そのため国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

このような状況の中、国立市では平成15年に策定した「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成22年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成23年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

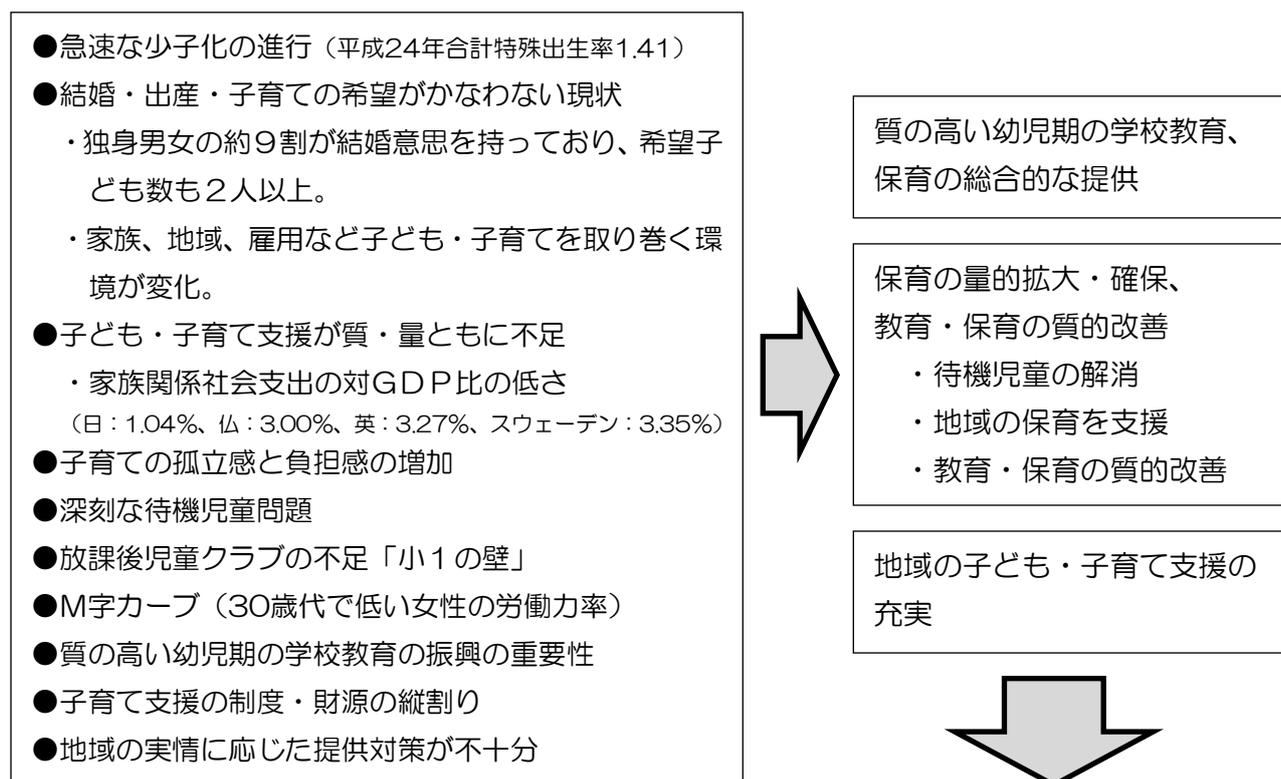
一方、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

本市においては、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画であるのと同時に、「次世代育成支援対策行動計画（後期）」に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画として、「第二次国立市子ども総合計画」との整合を図りつつ、平成27年度から5年を1期とする「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

また、「第二次国立市子ども総合計画」については、来年度（平成27年度）で計画年度を終えることから、平成28年度からの「第三次国立市子ども総合計画」を策定していく中で、国立市としての総合的な子ども・子育て支援のあり方について検討していく予定です。

2 計画の背景

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。



これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

3 計画の位置づけ

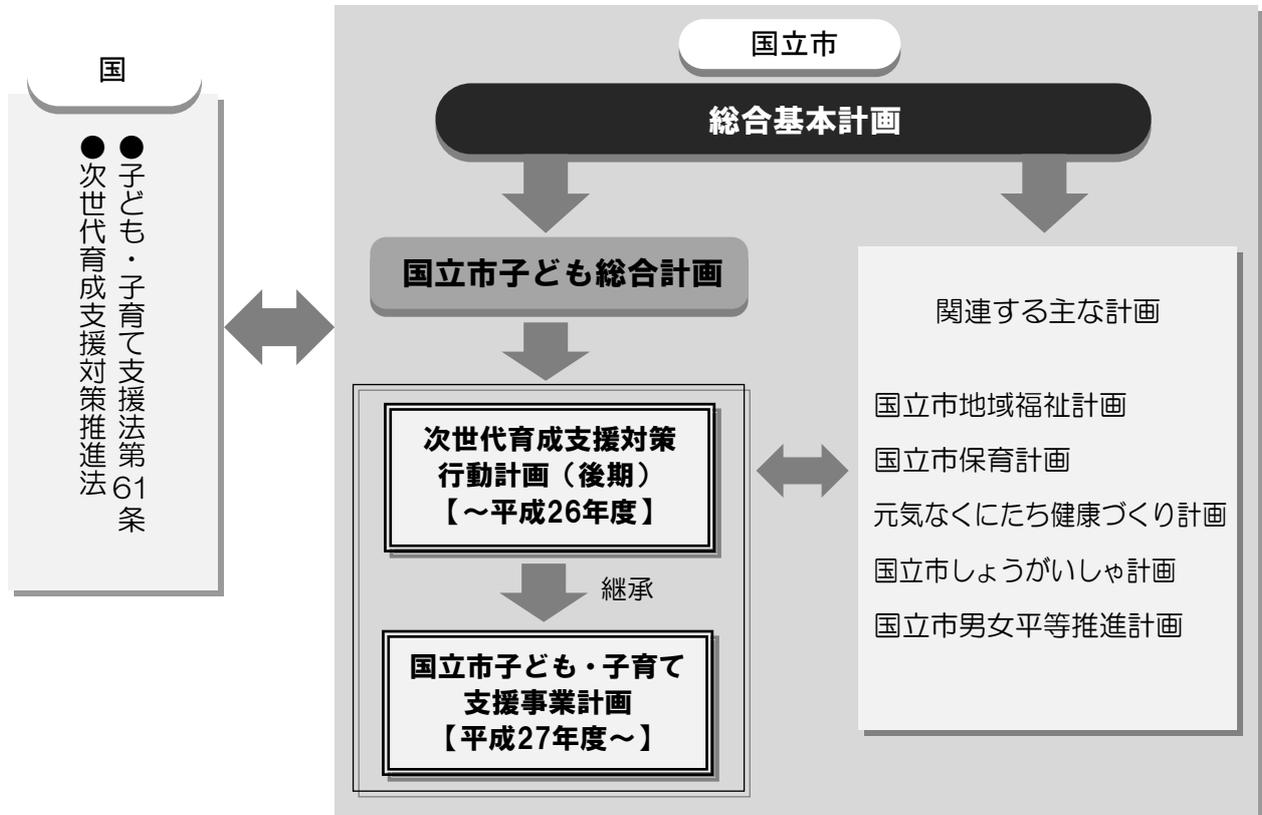
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、国立市「総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」との整合を図り、関連する他の計画と連携をとりながら策定します。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

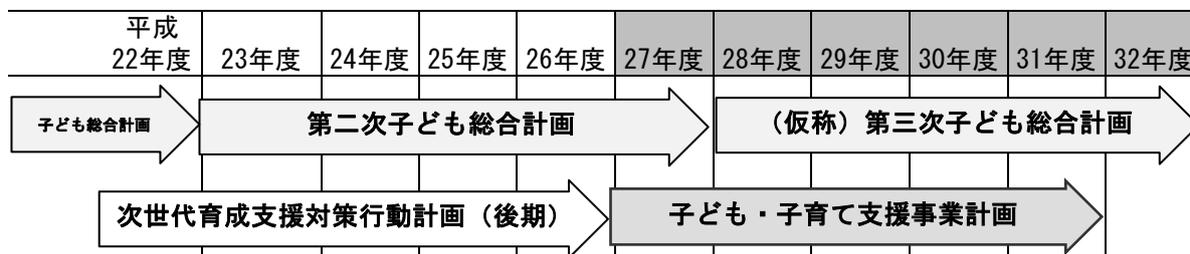
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図 上位計画、関連法等との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童を持つ保護者や小学生・中学生本人に対しニーズを把握するために、平成25年10月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

また、平成26年2月には子育て支援に関わる施設・機関の職員等にヒアリングを実施し、子ども・子育て家庭とその支援の現状及び課題を把握しました。

(2) 国立市子ども総合計画審議会の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、国立市子ども総合計画審議会を新たに国立市子ども・子育て会議と位置づけ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。

(4) 市民意見交換会の実施

計画策定にあたって意見及び情報を広く市民から募りました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

国立市の人口は、平成26年1月1日現在74,385人で、平成20年からゆるやかな増加傾向で推移していましたが、平成26年には減少に転じています。

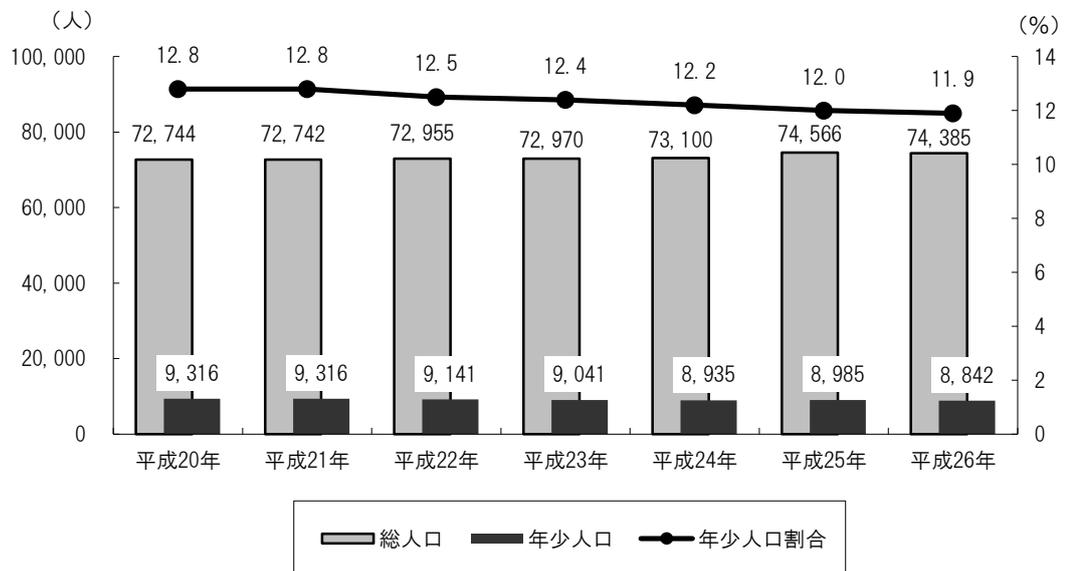
年少人口（15歳未満）は、平成26年1月1日現在8,842人で、平成20年から474人の減少となり、年少人口割合も低下傾向で推移し、11.9%となっています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	72,744	72,742	72,955	72,970	73,100	74,566	74,385
年少人口 (15歳未満)	9,316	9,316	9,141	9,041	8,935	8,985	8,842
年少人口割合	12.8	12.8	12.5	12.4	12.2	12.0	11.9

資料：国立市年齢別統計表 各年1月1日現在



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

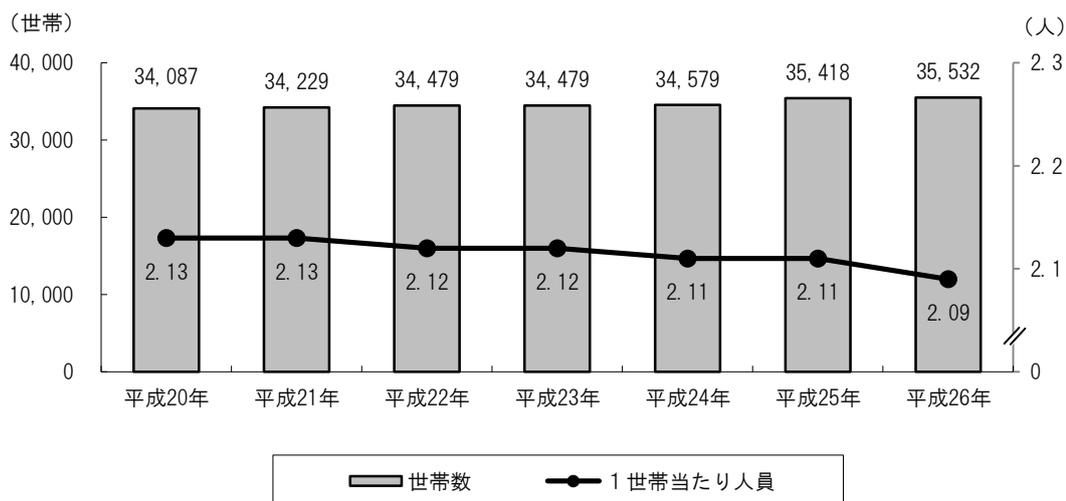
世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、35,418世帯で平成19年から1,792世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成21年1月現在の1世帯あたりの人員は2.11人で核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	72,744	72,742	72,955	72,970	73,100	74,566	74,385
世帯数	34,087	34,229	34,479	34,479	34,579	35,418	35,532
1世帯あたり人員	2.13	2.13	2.12	2.12	2.11	2.11	2.09

資料：東京都市区町村別町（丁）字別世帯数



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯(18,425世帯)は、総世帯数(35,718世帯)の51.6%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯の51.6%が「夫婦と子ども」の世帯、14.7%が「男親と子ども、女親と子ども」となっています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

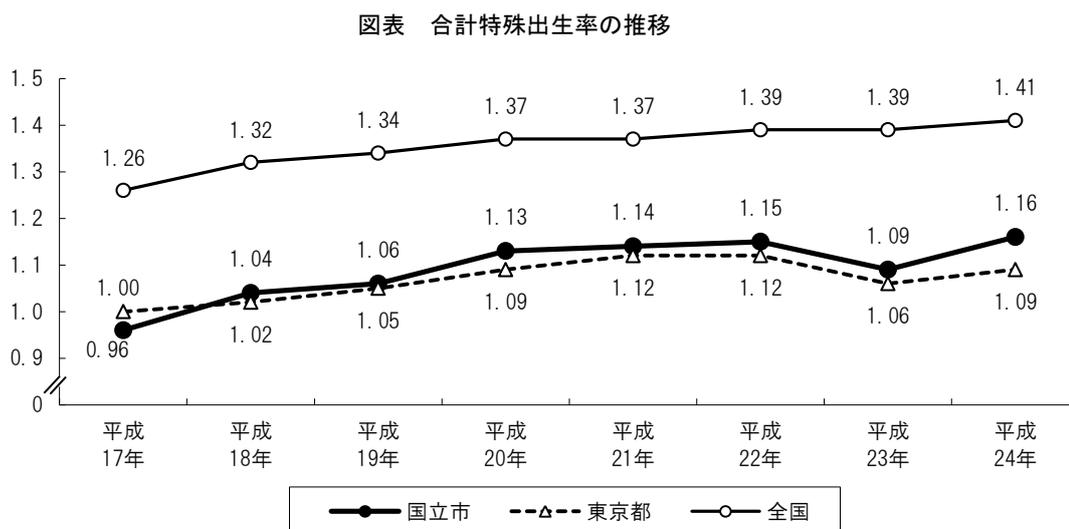
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	
					6歳未満 親族のいる 世帯(再掲)	18歳未満 親族のいる 世帯(再掲)
総数	28,191	32,026	33,195	35,718	2,636	7,060
A 親族世帯	17,256	19,035	19,066	19,749	2,634	6,981
I 核家族世帯	15,467	17,472	17,570	18,425	2,496	6,546
(1)夫婦のみ	4,452	5,477	5,815	6,194		
(2)夫婦と子ども	9,130	9,739	9,346	9,514	2,378	5,815
(3)男親と子ども	308	340	362	409	9	79
(4)女親と子ども	1,577	1,916	2,047	2,308	109	652
II その他の親族世帯	1,789	1,563	1,496	1,324	138	435
(5)夫婦と両親	34	36	32	24		
(6)夫婦とひとり親	184	190	208	169		
(7)夫婦、子どもと両親	212	137	128	91	27	64
(8)夫婦、子どもとひとり親	670	537	464	365	47	184
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	69	49	47	48	2	8
(10)夫婦、子どもと他の 親族(親を含まない)	94	87	90	101	32	73
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	15	12	11	13	1	1
(12)夫婦、子ども、親と 他の親族	56	42	51	30	10	24
(13)兄弟姉妹のみ	275	276	253	273		2
(14)他に分類されない親 族世帯	180	197	212	210	19	79
B 非親族世帯	107	164	190	237	2	15
C 単独世帯	10,828	12,827	13,939	15,732		64

資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

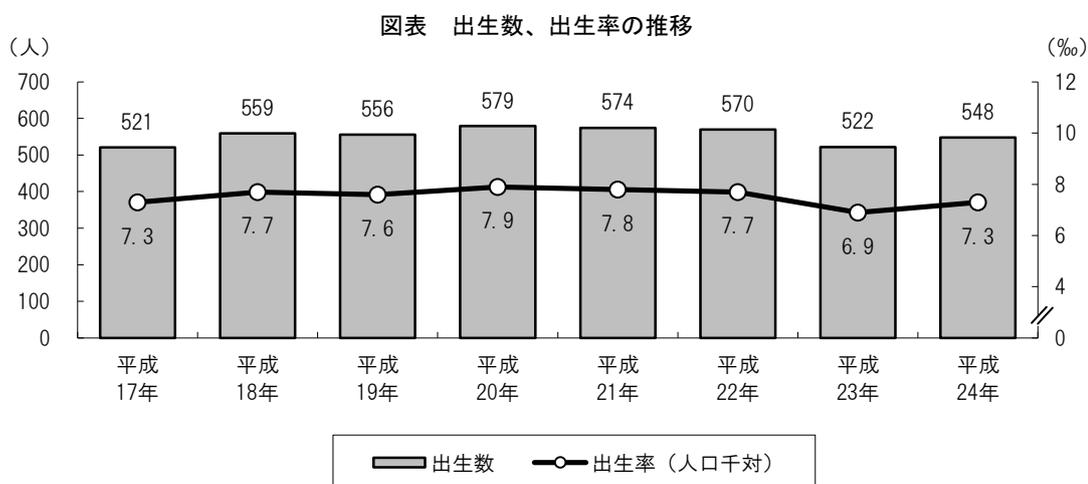
合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成17年には0.96まで低下しましたが、平成24年では1.16まで上昇しています。平成18年からは都をわずかに上回って推移していますが、国の1.41に比べると大きく下回っています。



資料：東京都人口動態統計

(2) 出生数、出生率の推移

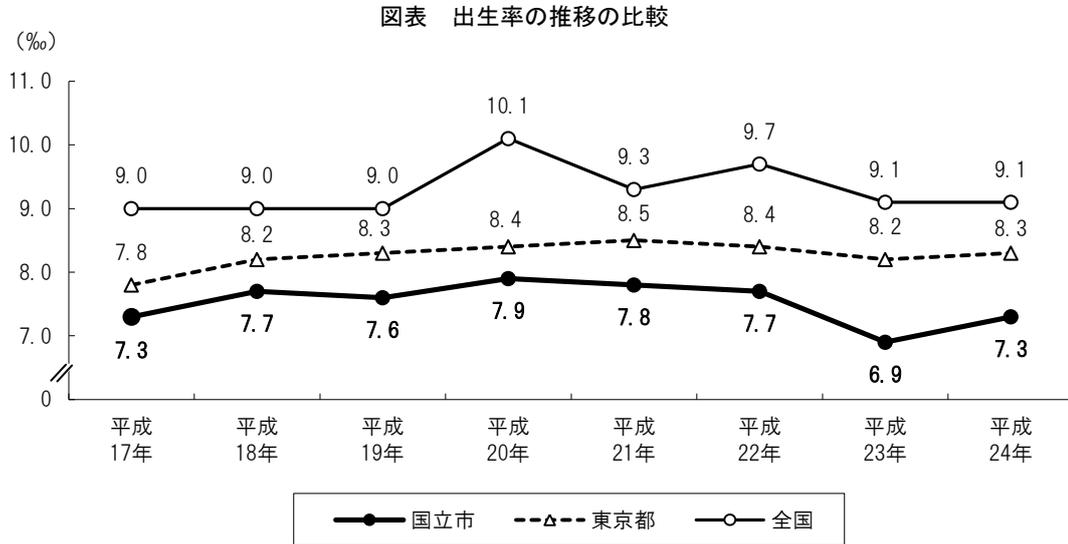
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成17年から増減を繰り返し、平成24年時点では548人、出生率（人口千人あたり）は7.3‰（パーミル）となっています。



資料：東京都人口動態統計

(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移を全国、都と比較すると、平成17年以降は国及び都を下回って推移しています。



資料：東京都人口動態統計

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

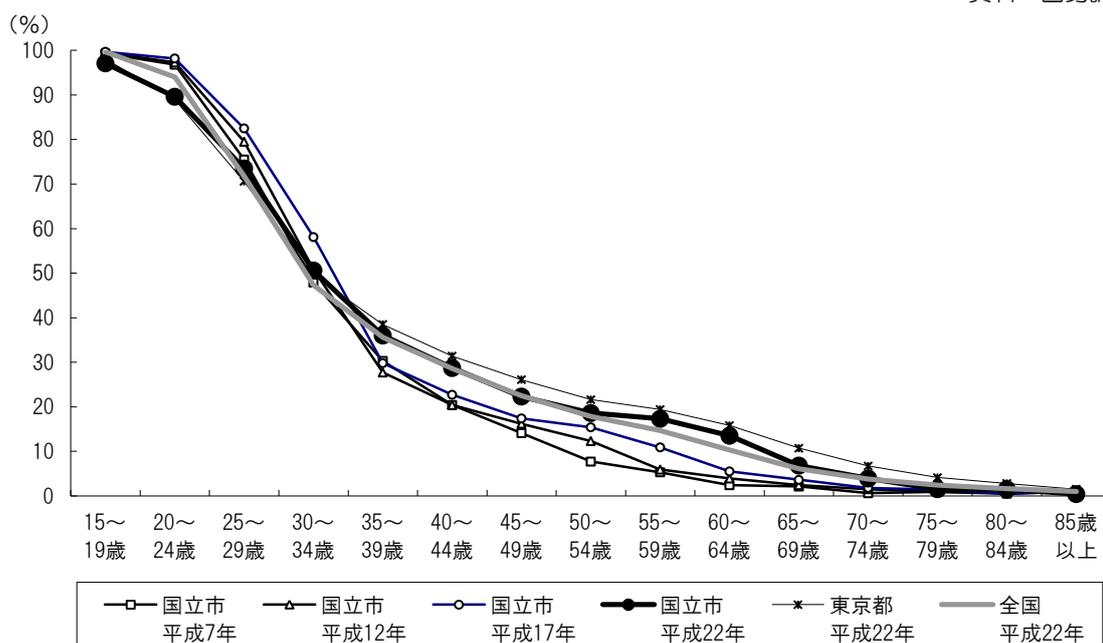
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が50.6%、35～39歳では36.0%となっており、3人に1人は未婚者となっています。また35歳以上では各年代において都に比べると低く推移しています。

図表 未婚率の推移の比較（男性）

単位：%

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.3	99.5	99.7	97.1	98.1	99.7
20～24歳	96.8	97.3	98.2	89.6	88.9	94.0
25～29歳	75.5	79.5	82.5	73.5	70.6	71.8
30～34歳	47.9	50.8	58.1	50.6	49.5	47.3
35～39歳	30.3	27.7	29.8	36.0	38.5	35.6
40～44歳	20.4	20.4	22.7	28.7	31.4	28.6
45～49歳	14.1	16.2	17.4	22.3	26.1	22.5
50～54歳	7.7	12.3	15.4	18.6	21.6	17.8
55～59歳	5.3	5.9	10.9	17.3	19.4	14.7
60～64歳	2.4	3.9	5.5	13.5	15.8	10.3
65～69歳	2.1	2.4	3.6	6.8	10.7	6.1
70～74歳	0.6	1.5	1.8	3.9	6.7	3.8
75～79歳	0.9	0.9	1.4	1.5	4.1	2.4
80～84歳	0.6	0.5	0.5	1.5	2.8	1.6
85歳以上	0.9	1.0	1.0	0.4	1.5	1.0

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

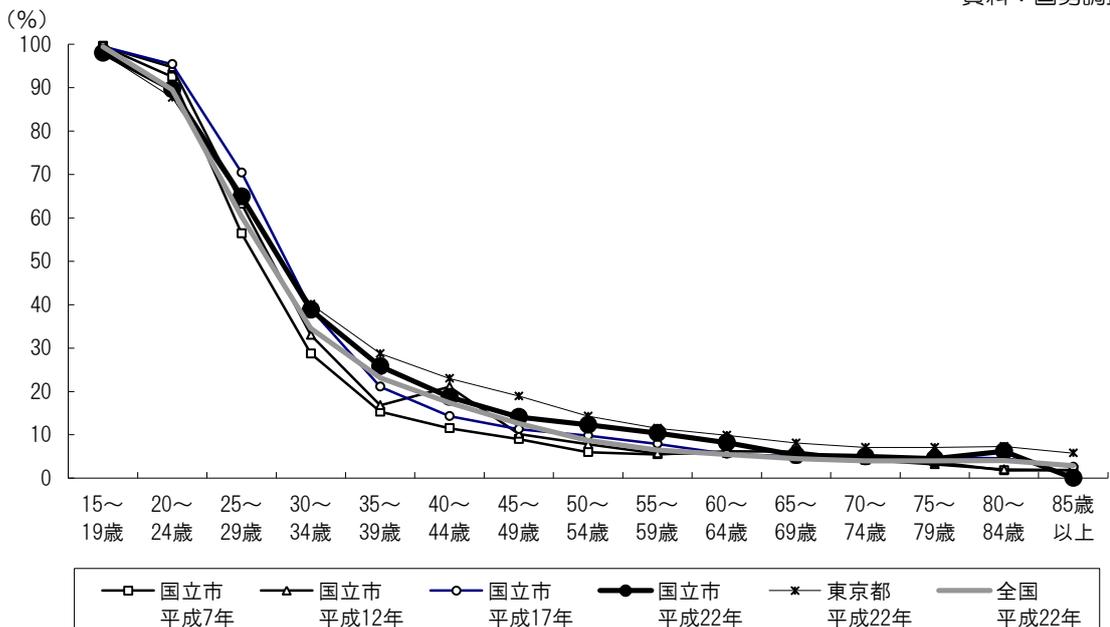
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で38.8%、35～39歳が25.8%となっており、都を下回っているものの全国に比べると高くなっています。推移でみると特に、30～39歳の未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.6	99.5	99.5	98.0	97.9	99.4
20～24歳	92.5	94.7	95.4	89.6	87.7	89.6
25～29歳	56.4	63.2	70.4	64.9	64.1	60.3
30～34歳	28.7	33.0	39.0	38.8	40.1	34.5
35～39歳	15.3	16.8	21.1	25.8	28.7	23.1
40～44歳	11.5	21.1	14.3	18.7	23.0	17.4
45～49歳	9.0	10.2	11.3	14.1	18.9	12.6
50～54歳	6.0	7.8	9.8	12.3	14.3	8.7
55～59歳	5.5	5.7	7.9	10.4	11.5	6.5
60～64歳	6.2	5.8	5.6	8.2	9.9	5.5
65～69歳	6.1	4.5	5.0	5.3	8.1	4.5
70～74歳	4.3	4.2	4.8	5.0	7.1	4.0
75～79歳	3.8	3.2	4.8	4.5	7.1	4.0
80～84歳	1.8	2.0	4.6	6.2	7.3	4.1
85歳以上	1.9	1.9	2.6	4.4%	5.8	2.9

資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

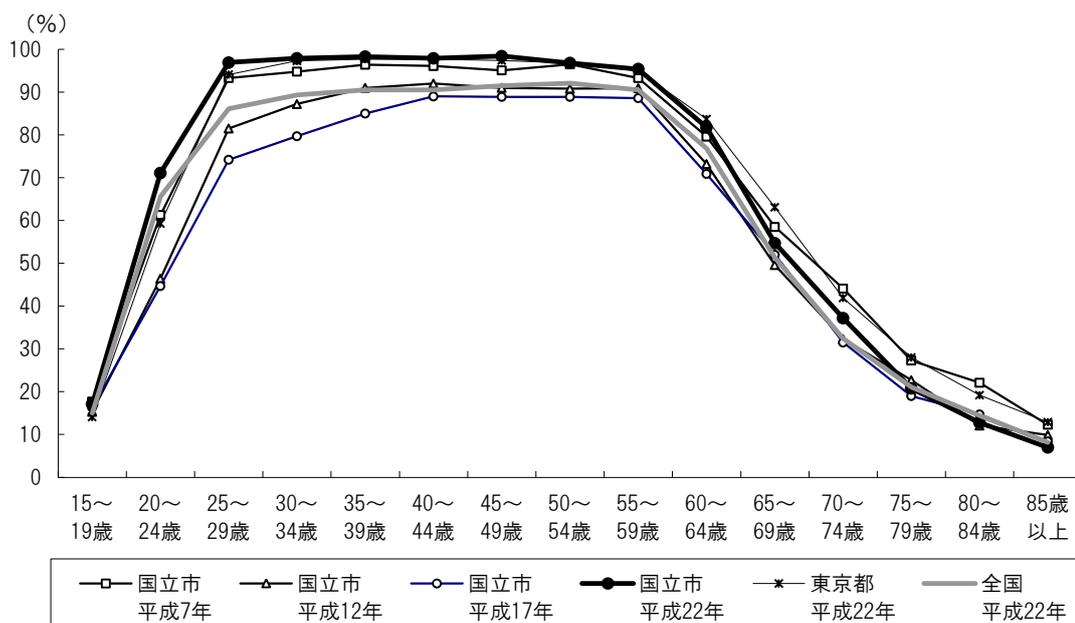
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、25～59歳では95%以上で、都及び全国を上回っています。平成17年時点と比較しても全年齢層で高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	17.7	15.3	16.3	17.1	14.1	15.0
20～24歳	61.3	46.4	44.7	71.1	59.3	65.6
25～29歳	93.3	81.5	74.2	96.9	94.1	86.1
30～34歳	94.8	87.2	79.7	97.9	97.3	89.3
35～39歳	96.4	91.0	85.0	98.3	97.7	90.5
40～44歳	96.1	92.0	89.0	97.9	97.7	90.5
45～49歳	95.1	91.0	88.9	98.4	97.4	91.5
50～54歳	96.5	90.8	88.9	96.8	96.8	92.1
55～59歳	93.3	90.9	88.6	95.4	94.9	90.5
60～64歳	79.6	73.2	70.9	81.8	83.7	76.9
65～69歳	58.5	49.6	52.0	54.7	63.1	51.3
70～74歳	44.1	32.3	31.5	37.2	41.9	32.4
75～79歳	27.3	22.7	19.0	20.8	28.0	21.1
80～84歳	22.1	12.1	14.7	12.8	19.2	14.4
85歳以上	12.3	9.9	8.4	7.0	12.9	8.2

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

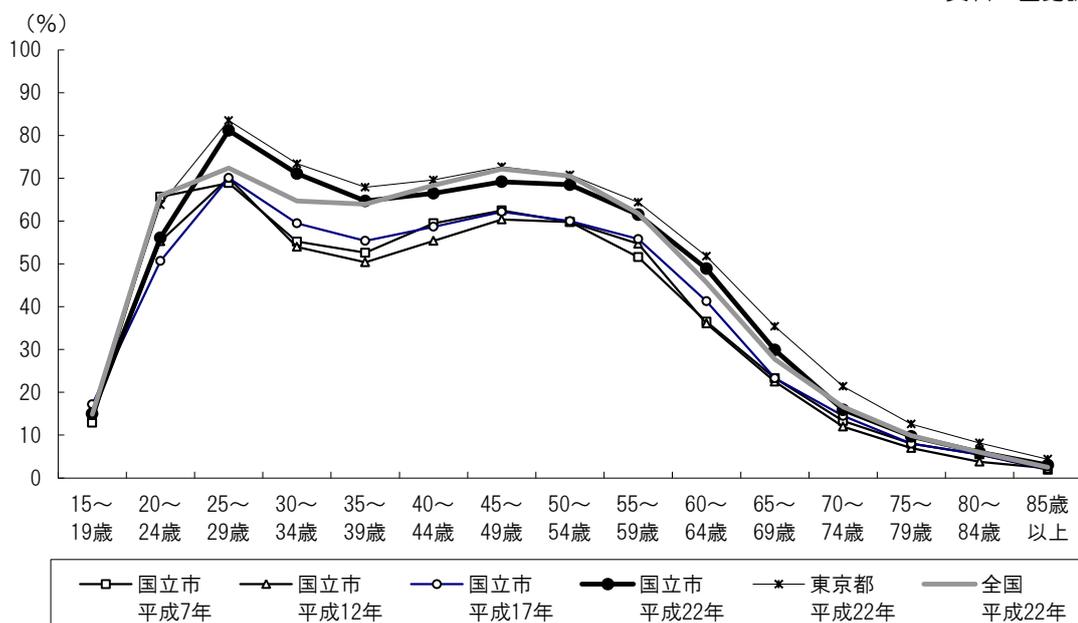
国勢調査によると、平成22年時点の女性の労働力率は、25歳以上では各年齢層で全国よりは上回っているものの、都よりは低くなっています。特に30～34歳では約7割となっています。平成17年と比較すると25歳以上は各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	12.9	14.7	17.2	15.0	15.0	14.9
20～24歳	65.7	55.3	50.7	56.1	63.8	66.0
25～29歳	68.9	70.1	70.1	81.2	83.5	72.4
30～34歳	55.2	54.0	59.5	71.1	73.4	64.7
35～39歳	52.6	50.4	55.4	64.7	67.9	64.0
40～44歳	59.5	55.4	58.7	66.5	69.6	68.4
45～49歳	62.5	60.4	62.2	69.2	72.7	72.2
50～54歳	59.8	59.8	60.0	68.5	70.8	70.5
55～59歳	51.6	54.7	55.8	61.5	64.4	61.8
60～64歳	36.5	36.1	41.3	48.9	51.8	45.7
65～69歳	23.3	22.5	23.3	29.9	35.4	27.7
70～74歳	13.3	12.0	14.5	15.9	21.4	16.6
75～79歳	8.0	7.0	8.0	9.7	12.6	9.9
80～84歳	5.5	3.8	5.5	6.0	8.2	6.0
85歳以上	1.9	2.3	2.1	3.0	4.4	2.5

資料：国勢調査



(8) 母の年齢別出生数の推移

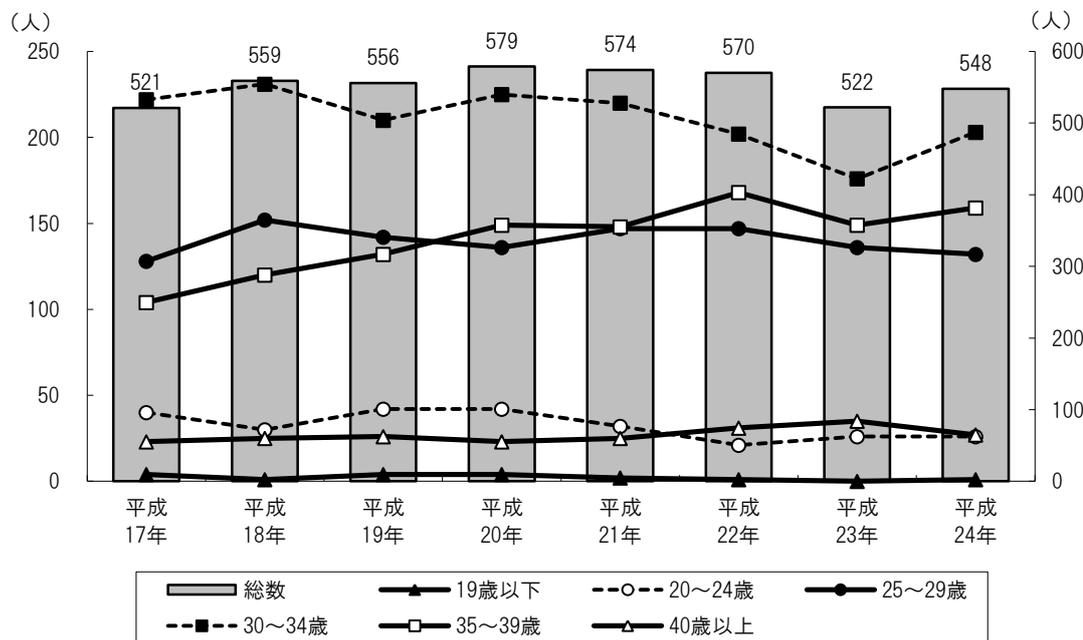
母の年齢別出生数の推移をみると、平成19年までは、25～29歳での出生数が35～39歳での出生数を上回っていましたが、平成20年以降は35～39歳の出生数が30～34歳に次いで多い年齢層となっています。また、平成24年時点の35～39歳の出生数が、平成17年と比べて55人増加しており、晩産化が進行していることがうかがえます。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位：人

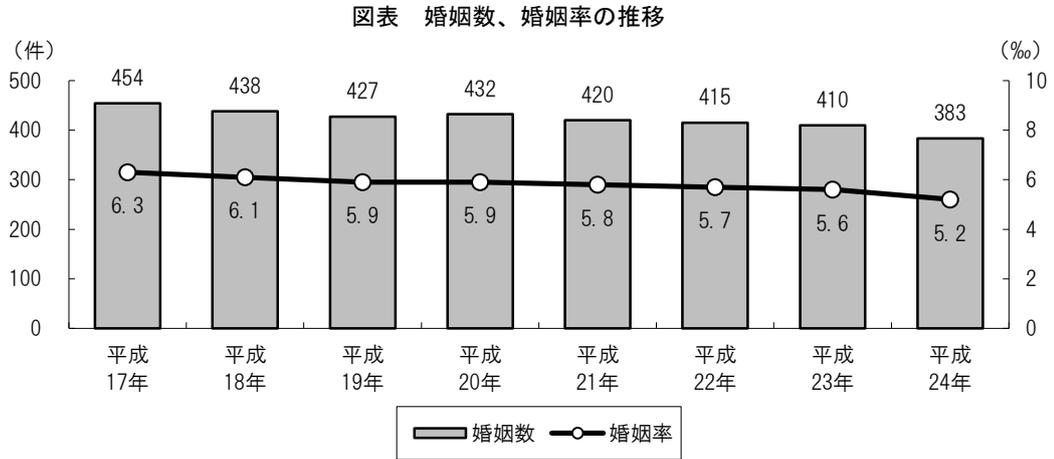
	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
総数	521	559	556	579	574	570	522	548
19歳以下	4	1	4	4	2	1	0	1
20～24歳	40	30	42	42	32	21	26	26
25～29歳	128	152	142	136	147	147	136	132
30～34歳	222	231	210	225	220	202	176	203
35～39歳	104	120	132	149	148	168	149	159
40歳以上	23	25	26	23	25	31	35	27

資料：東京都人口動態統計



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

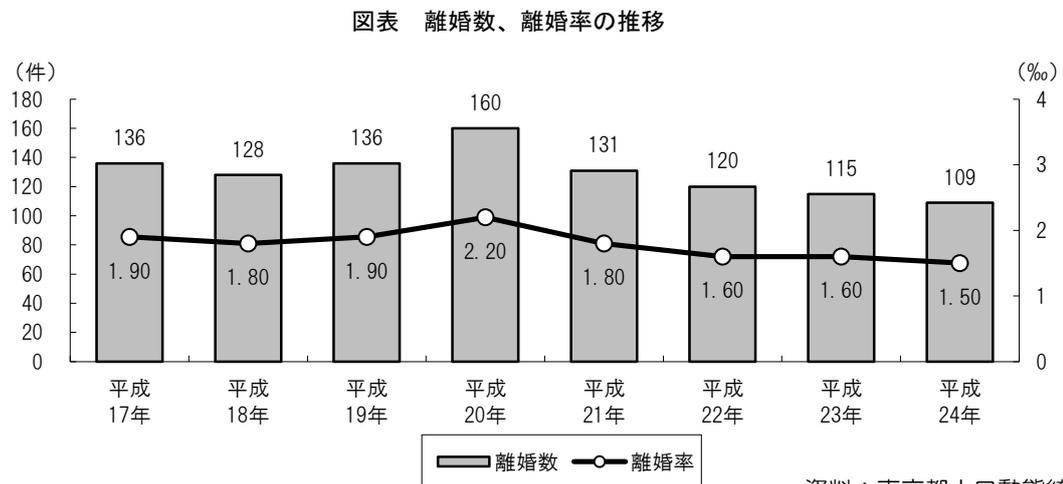
婚姻数は、平成17年の454件から減少傾向で推移し、平成24年時点で383件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は5.2‰となっています。



資料：東京都人口動態統計

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成20年の160件から減少し、平成24年時点で109件となっています。離婚率（人口千人あたり）は1.5‰で、平成20年以降減少を続けています。



資料：東京都人口動態統計

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数

① 認可保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	85	143	191	229	214	241	1,103
平成22年度	88	147	204	231	234	219	1,123
平成23年度	85	155	194	246	230	232	1,142
平成24年度	84	154	204	226	247	235	1,150
平成25年度	88	173	222	241	226	250	1,200

各年度4月1日現在

② 認証保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成21年度	10	41	33	84
平成22年度	17	27	30	74
平成23年度	10	36	30	76
平成24年度	16	35	33	84
平成25年度	18	31	31	80

各年度4月1日現在

③ 家庭福祉員

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成21年度	0	2	0	2
平成22年度	1	1	2	4
平成23年度	0	6	3	9
平成24年度	2	4	3	9
平成25年度	2	7	0	9

各年度4月1日現在

(2) 保育所待機児童数

単位：人

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	旧定義	9	75	7	4	0	0	95
	新定義	1	32	1	3	0	0	37
平成22年度	旧定義	40	32	31	2	3	0	108
	新定義	16	11	4	2	2	0	35
平成23年度	旧定義	21	68	3	15	2	2	111
	新定義	8	23	1	5	0	0	37
平成24年度	旧定義	46	33	31	3	6	0	119
	新定義	22	11	8	1	2	0	44
平成25年度	旧定義	28	44	16	8	1	0	97
	新定義	12	17	0	3	0	0	32

各年度4月1日現在

- ※「旧定義」：入所要件に該当しているが、保育所に入所できていない待機児童数
 「新定義」：入所要件に該当しているが、保育所に入所できていない待機児童数のうち、①ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合、②認証保育園や家庭福祉員などほかの保育施設を利用している等によって対応している場合、③求職を要件としている場合を除いた待機児童数

(3) 私立幼稚園の入園児童数

単位：人

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成21年度	364	440	451	1,255
平成22年度	388	385	438	1,211
平成23年度	366	401	398	1,165
平成24年度	326	386	411	1,123
平成25年度	288	341	380	1,009

(4) 学童保育所入所児童数

単位：人

	小学校1・2・3年生
平成21年度	577
平成22年度	540
平成23年度	529
平成24年度	512
平成25年度	502

4 子育て支援事業の提供体制

表 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

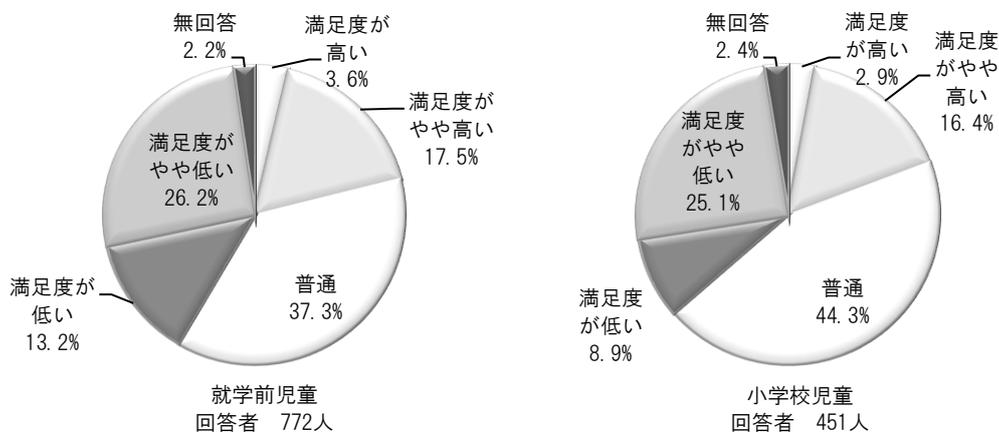
子育て支援サービス事業名	施設数等（箇所）	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業		
幼稚園	9	1907
認定こども園	0	0
2 幼児期の保育事業		
認可保育所	12	1169
家庭的保育	3	9
居宅訪問型保育	0	0
事業所内保育所	0	0
本市認証・認定の保育所	3	84
認可外保育施設	0	0
3 地域の子育て支援事業		
子育て短期支援事業	1	2
地域子育て支援拠点事業	4	－（定員なし）
一時預かり事業	2	17
病児・病後児保育事業	1	6
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	1	165
放課後児童クラブ（学童保育）	7	485

5 ニーズ調査からの課題

●子育て中の保護者からの視点に立った施策展開のあり方

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童では「満足度が高い（3.6%）＋満足度がやや高い（17.5%）」＝21.1%に対し、「満足度が低い（13.2%）＋満足度がやや低い（26.2%）」＝39.4%で、18.3ポイントの差があります。小学校児童についても「満足」が19.3%、「不満」が34.0%で14.7ポイントの差があります。この評価をさらに引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要です。

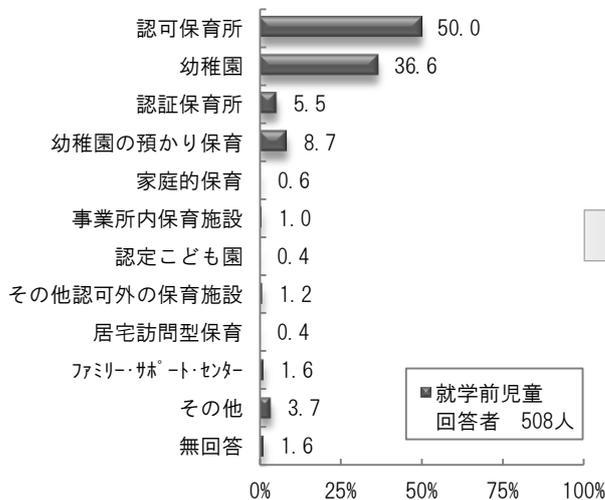
図表 地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況



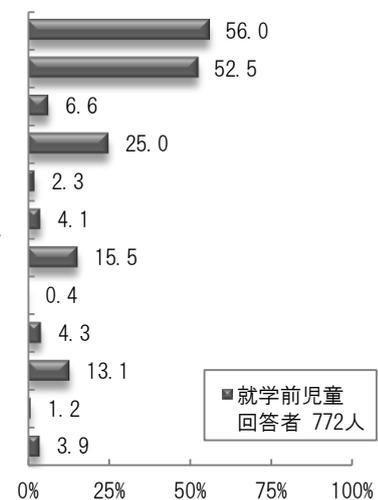
●ニーズ対応できる幼稚園、認定こども園、預かり保育等の整備

平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望(利用していない方も含む)の伸びをみると、「幼稚園の預かり保育」が8.7%⇒25.0%で16.3ポイント増、「幼稚園」が36.6%⇒52.5%で15.9ポイント増、「認定こども園」が0.4%⇒15.5%で15.1ポイント増、「ファミリー・サポート・センター」が1.6%⇒13.1%で11.5ポイント増など、10ポイント以上の伸びとなっています。

図表 利用中の定期的な教育・保育事業



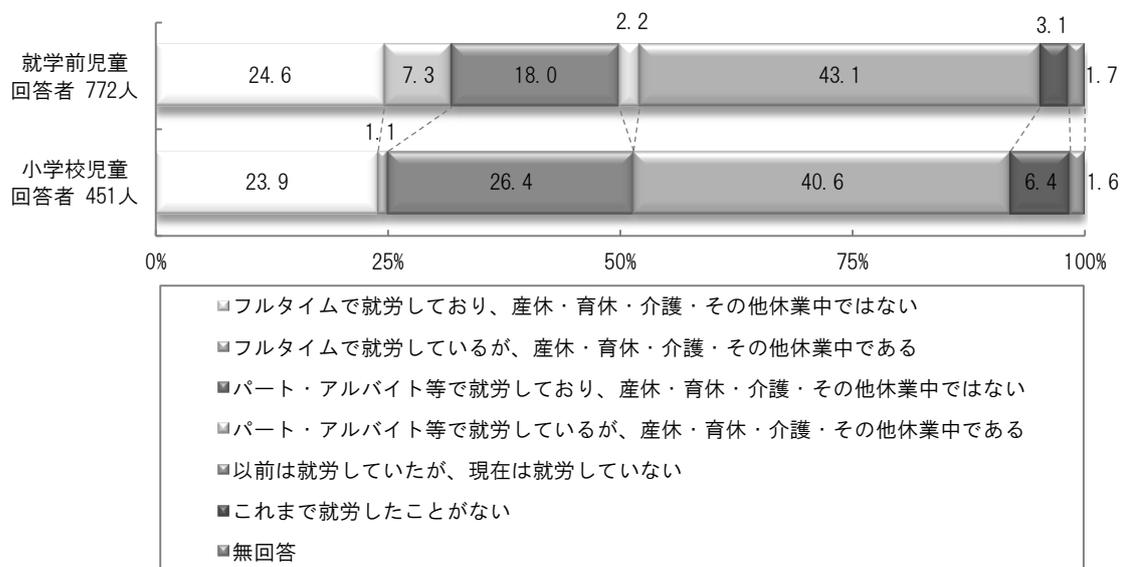
図表 希望する定期的な教育・保育事業



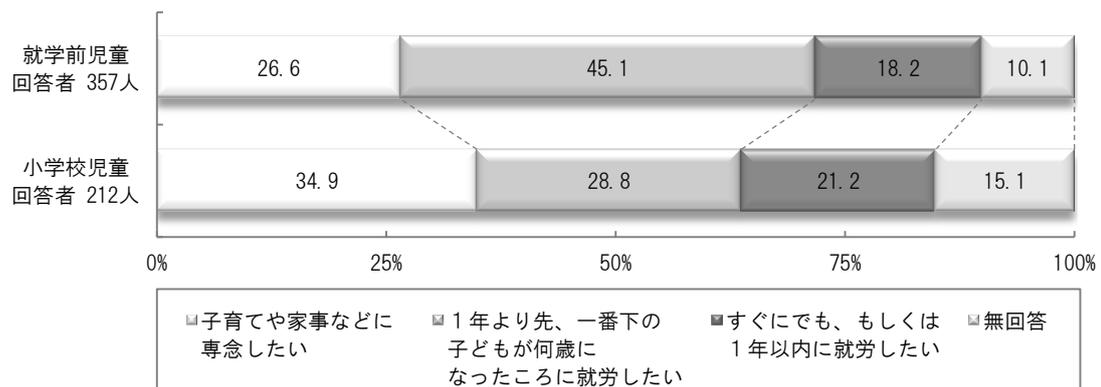
●母親の就労状況に準じた教育・保育事業の運営のあり方

日常的に子育てに関わっている方は父親よりも母親の割合が大きいことから、母親の就労状況をみると、就学前児童で42.6%が就労しています。その帰宅時間は19時台まで約85%、そのうち「18～19時台」が5割を超えており、19時台まで預けられるような教育・保育事業の運営のあり方について検討が必要です。また、母親の就労日数では「6日以上/週」が就学前児童で8.7%ほどいることや、現在就労していない母親の63.3%が就労希望を持っていることから、教育・保育事業に対する土曜日と日曜・祝日の運営をどうするか検討が必要です。

図表 母親の就労状況



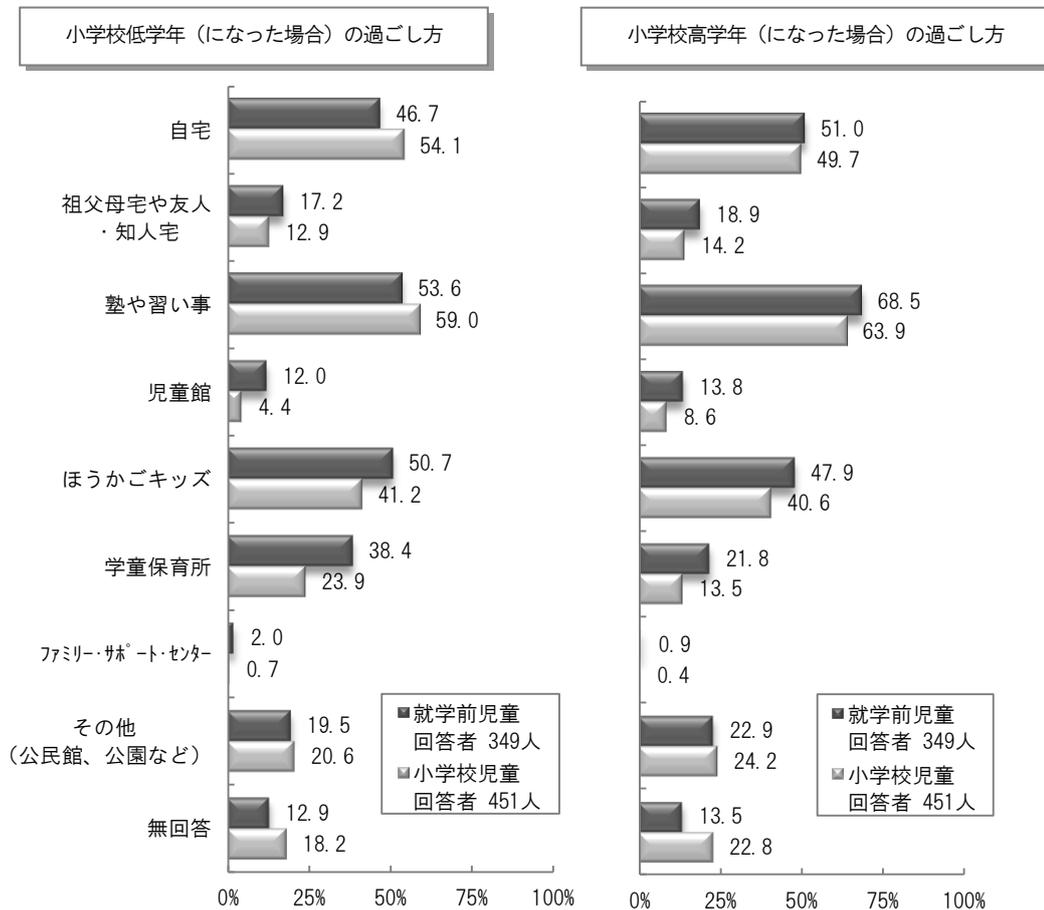
図表 就労していない母親の今後の就労希望



●放課後児童クラブ（学童保育）を充実した事業内容のあり方

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童（3歳以上）では小学校低学年のうち「ほうかごキッズ」が50.7%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が38.4%、小学校高学年になると「ほうかごキッズ」は47.9%でほぼ変わりませんが、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.8%で16.6ポイント減少し、その減少分が「塾や習い事」と「自宅」へ移行しています。また、土曜日の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が28.2%、「高学年になっても利用したい」が16.9%という希望もあります。小学校児童に対する下校途中に殺傷事件が起きている社会の現状を考えると、安全な放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ（学童保育）」は子どもを預かるだけでなく、子どもの資質向上に繋がる事業内容を充実させることも必要です。

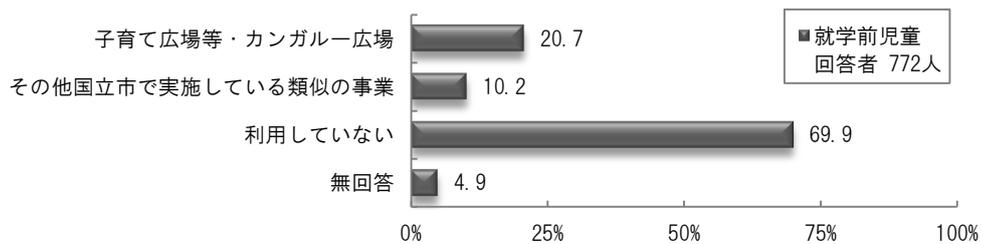
図表 放課後の過ごし方の希望



●地域の子育て支援拠点事業に対する利用者増加対策のあり方

地域の子育て支援拠点事業の利用状況は「子育て広場等・カンガルー広場」が20.7%と低率に留まっていることから、利用促進に向けた検討が必要です。この事業には子育て支援の相談機能もあって気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割を担うことができます。

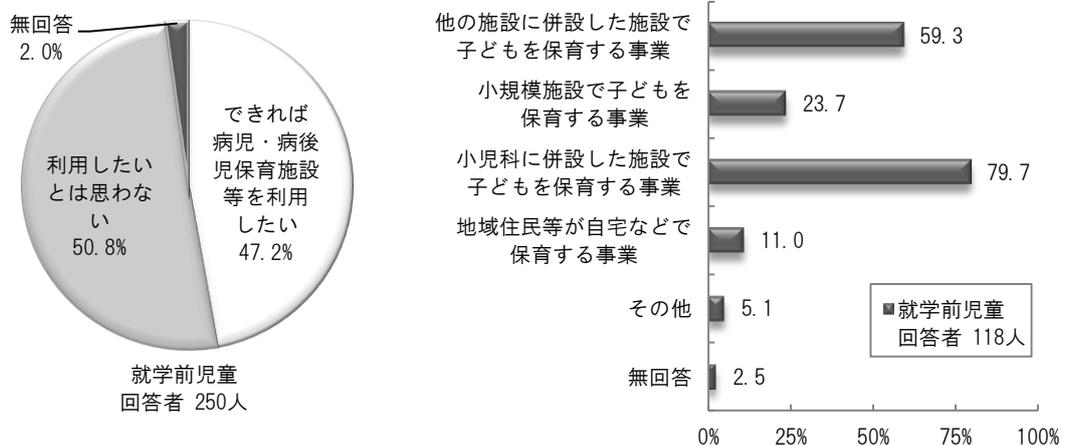
図表 地域子育て支援拠点事業の利用状況



●病児・病後児保育のニーズ

父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設の利用意向は47.2%と高いニーズとなっていますが、利用したい事業形態では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が79.7%、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.3%となっており、関係機関と方策を検討する必要があります。

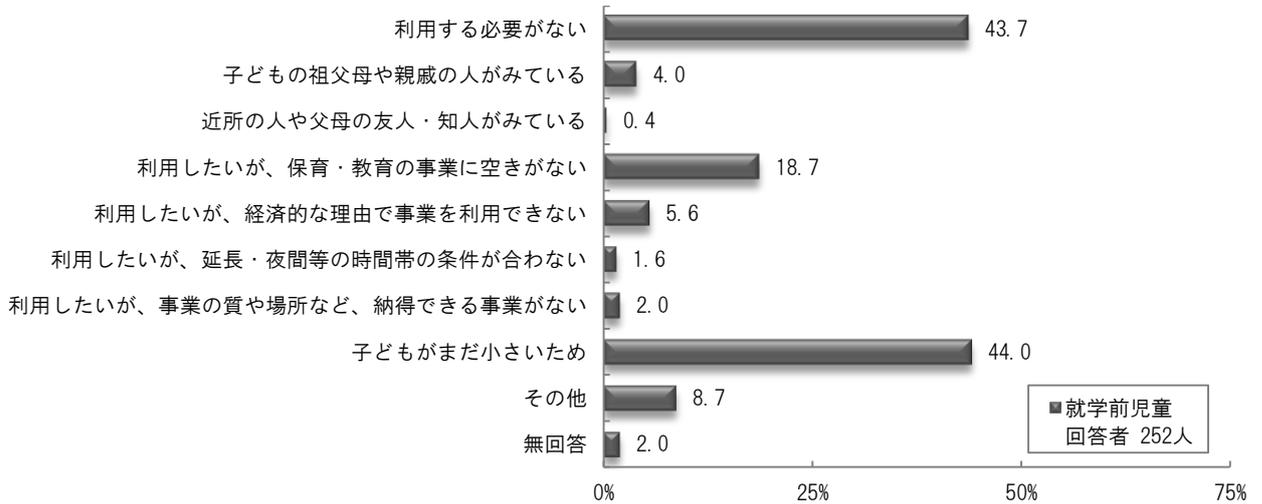
図表 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向と利用したい事業形態



●経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援のあり方

定期的な教育・保育等を利用しない理由の中で、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方は、252人のうち14人(5.6%)います。このような家庭に対しては、適切な教育・保育事業を利用できるように検討することが必要です。

図表 定期的な教育・保育事業を利用しない理由



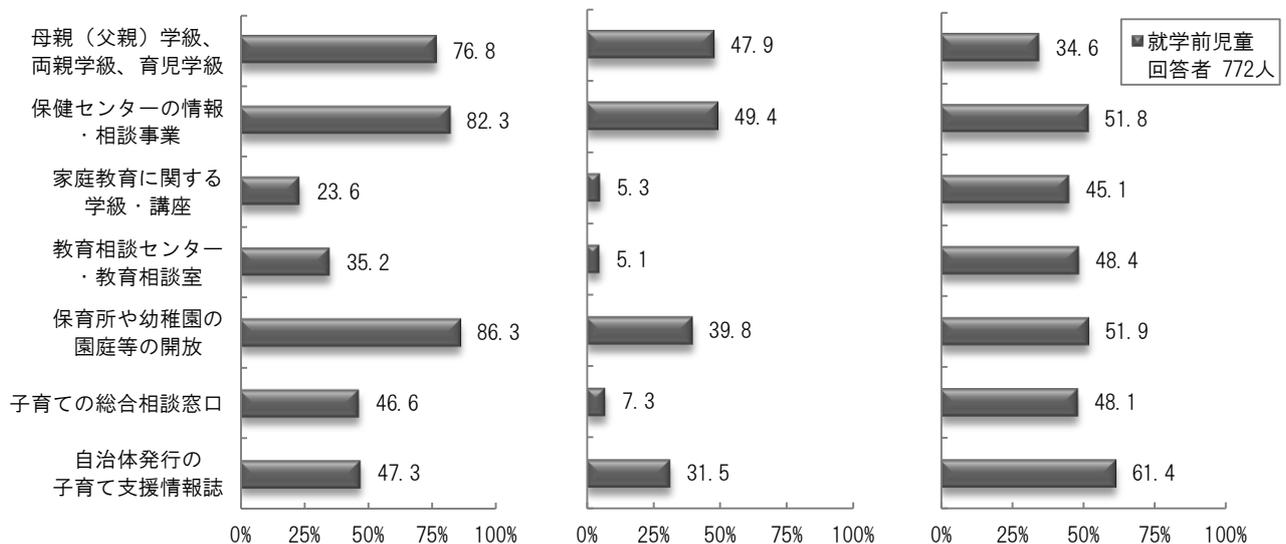
●認知度の低い事業の周知のあり方

就学前児童の保護者の子育て支援事業の認知度をみると、「家庭教育に関する学級・講座」(23.6%)、「教育相談センター・教育相談室」(35.2%)などは低く、利用状況も5%台となっています。また、今後の利用意向をみると「自治体発行の子育て支援情報誌」が6割を超え最も多くなっていることから、わかりやすく、身近なところで情報を得る工夫などが必要です。また、将来的な利用率を高めるためにも就学前児童の保護者に対する周知を図る必要があります。

図表 子育て支援事業の認知度

利用状況

今後の利用意向



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

本市では、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を、平成23年に「第二次子ども総合計画」を策定しました。その基本理念として、「子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感を持って子育てができることを大切にします」と明示し、「わたらしい育ち」、「わたらしい子育て」、「わたしとわたしのつながり」、「安全で安心できる暮らし」を柱としていました。

自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」を遵守し、子どもたちが子ども期というかけがえのない時期を伸びやかに生きると同時に、一人ひとりの子どもが国立市の将来を担う大切な宝であるという理念は不変的なものであります。このため、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「第二次子ども総合計画」に沿った基本方針としました。

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

本市においては、基本方針に掲げた3つの柱に基づき、社会のすべての構成員が協力して、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められることを保証していくとともに、地域社会全体で子どもと親の育ちを支える仕組みづくりを進め、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備し、安心安全な子育てができるあたたかいまちづくりを目指していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

方針 1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事業にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを活かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもが文教都市として洗練された質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

【具体的な取組】

- 教育・保育に携わる職員の資質向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続

方針 2 保育の量的拡大・確保

特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

【具体的な取組】

- 認定こども園の普及促進
- 保育所整備による保育の量的拡大
- 保育士の確保
- 認可外保育施設の認可化に対する支援
- 小規模保育事業者による保育提供体制の整備

方針 3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

【具体的な取組】

- 子育てと仕事や社会活動の両立支援
- 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 不定期的な預かり事業の拡大
- 社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見・支援
- 子どもの心と体の健全な発達に必要な事業の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子どもを地域全体で支えていくネットワークの創出

子ども・子育て支援の意義のポイント（基本指針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

2 新制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

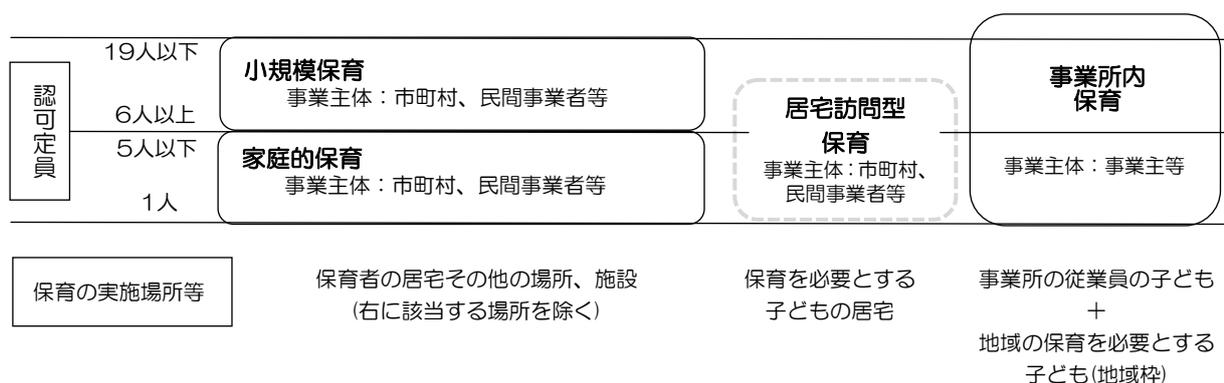
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図 地域型保育事業の構成



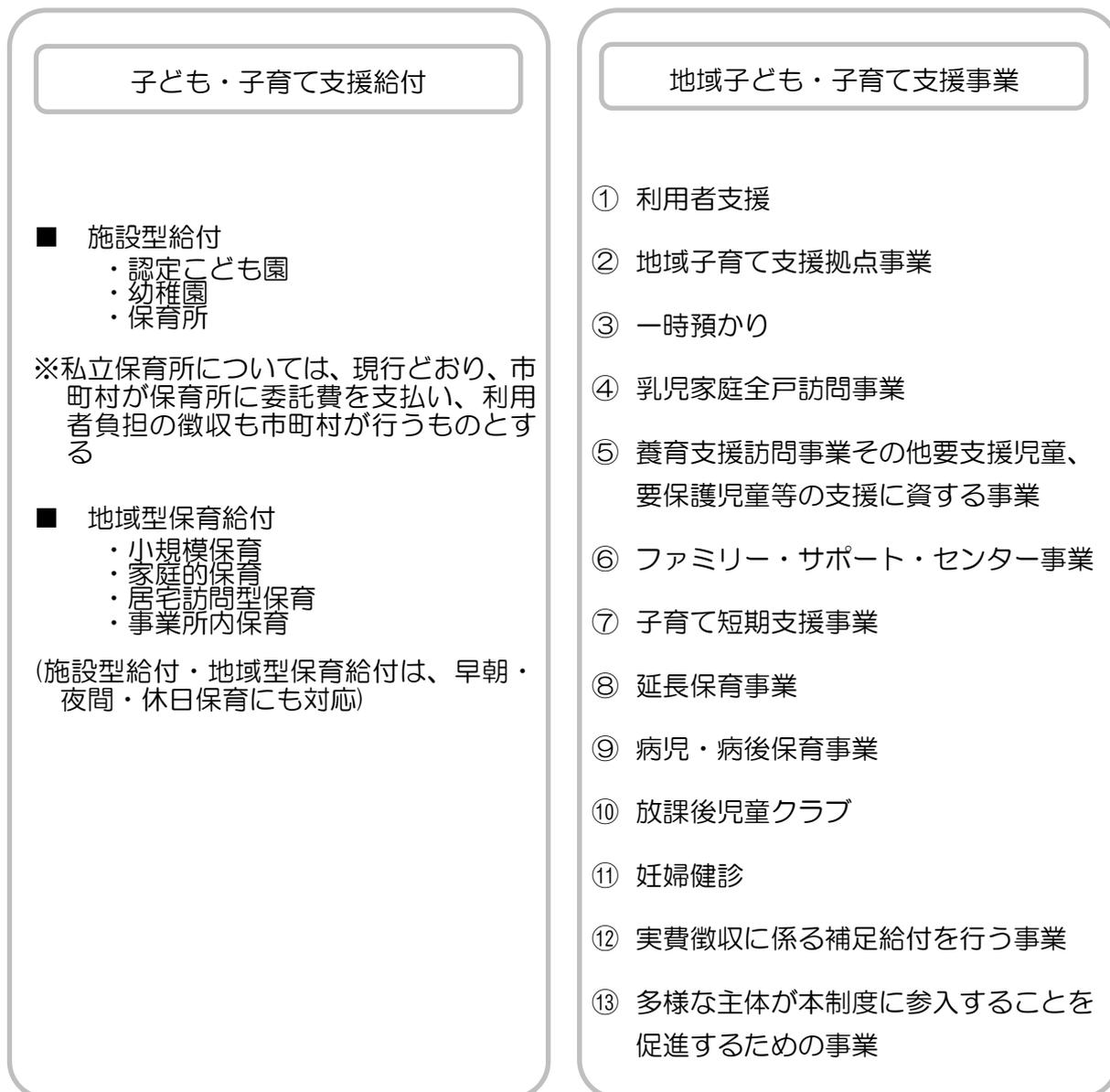
資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、国立市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・しょうがい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして国立市が定める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の1日当たり11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

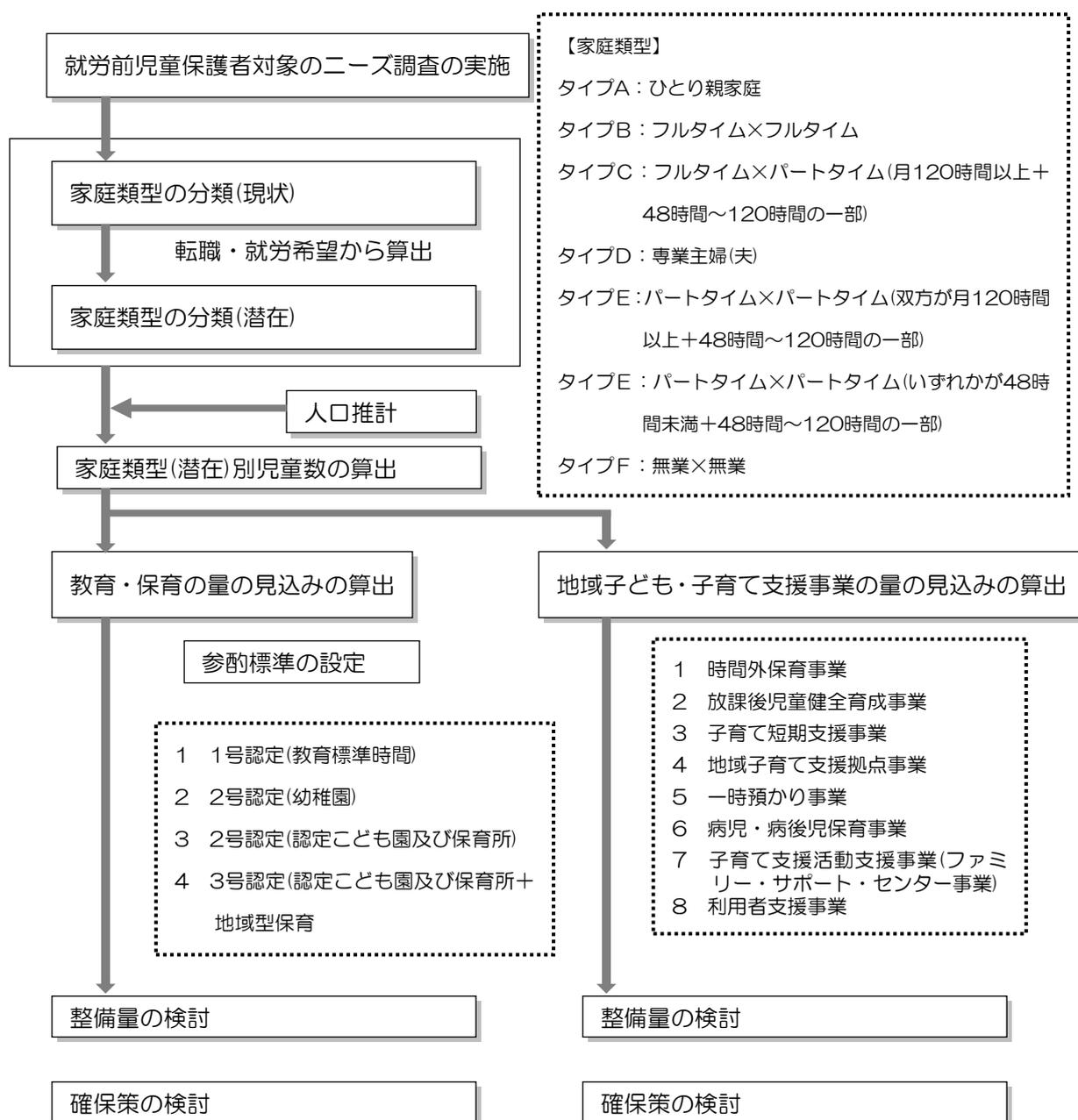
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

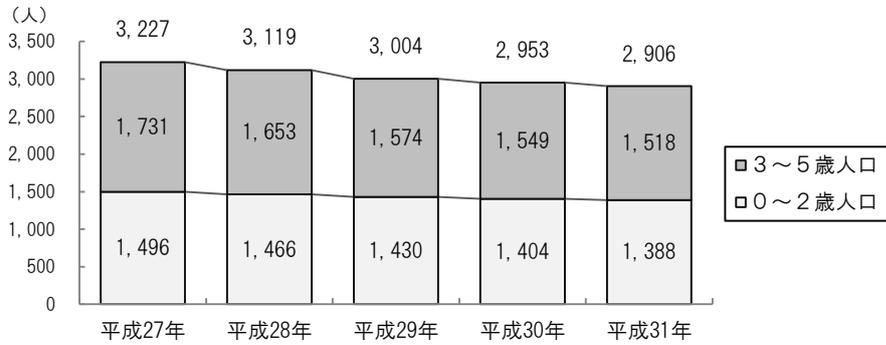
図 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は次のとおりです。

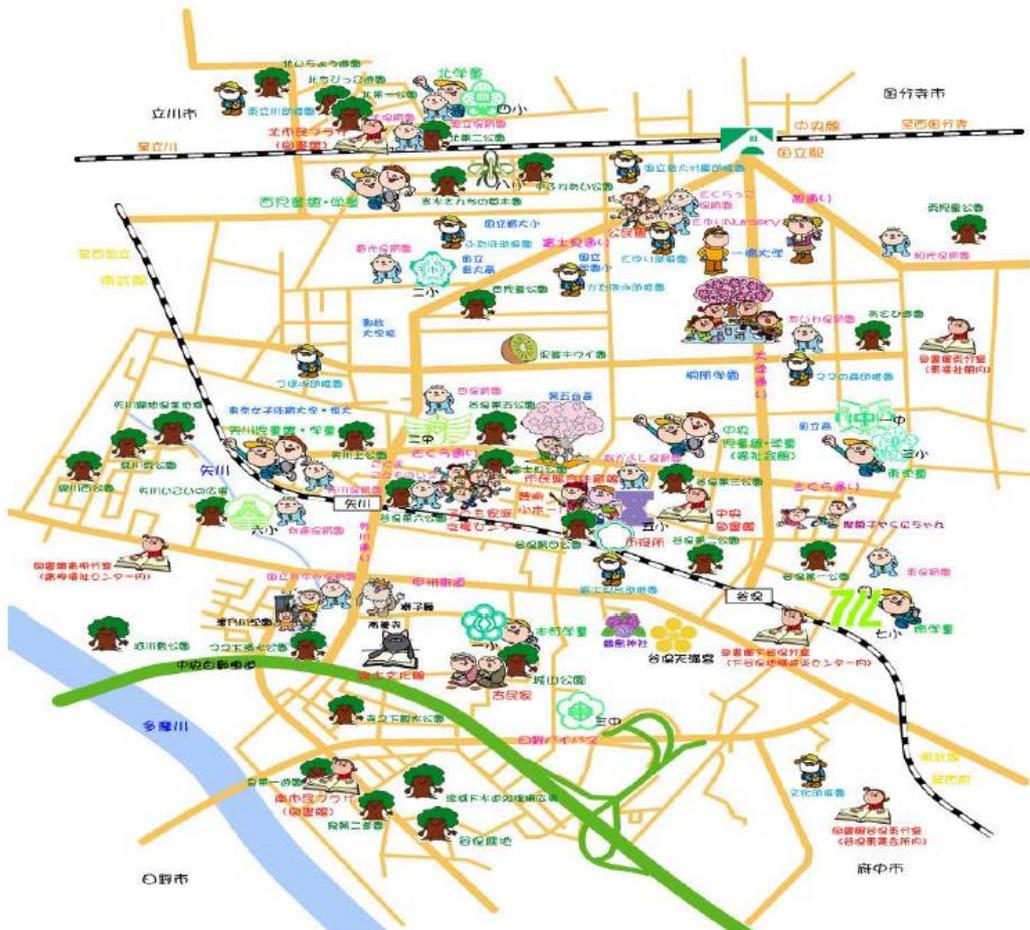
図 就学前人口の将来推計



資料：国立市

5 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。



第4章

幼児期の教育・保育の整備

第4章 幼児期の教育・保育の整備

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人

計画年度	利用者区分	㊤ 量の 見込み	㊥確保の内容				㊥計	㊥-㊤	
			教育・ 保育 施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育 事業	認証 保育室			
平成 27 年度	1号認定	607	890	957			1,847	1,240	
	2号認定	学校教育を希望	210	700	0		0	700	-151
		上記以外	641						
	3号認定	0歳児	214	97		9	12	118	-96
		1・2歳児	564	413		0	42	455	-109
計		2,236	2,100	957	9	54	3,120	884	
平成 28 年度	1号認定	769	890	837			1,727	958	
	2号認定	学校教育を希望	201	760	0		0	760	-52
		上記以外	611						
	3号認定	0歳児	209	117		9	12	138	-71
		1・2歳児	553	453		0	42	495	-58
計		2,343	2,220	837	9	54	3,120	777	
平成 29 年度	1号認定	732	890	837			1,727	995	
	2号認定	学校教育を希望	191	760	0		0	760	-13
		上記以外	582						
	3号認定	0歳児	204	117		9	12	138	-66
		1・2歳児	539	453		0	42	495	-44
計		2,248	2,220	837	9	54	3,120	872	
平成 30 年度	1号認定	721	890	837			1,727	1,006	
	2号認定	学校教育を希望	188	760	0		0	760	-2
		上記以外	574						
	3号認定	0歳児	203	153		9	6	168	-35
		1・2歳児	528	531		0	24	555	27
計		2,214	2,334	837	9	30	3,210	996	
平成 31 年度	1号認定	707	890	837			1,727	1,020	
	2号認定	学校教育を希望	185	760	0		0	760	13
		上記以外	562						
	3号認定	0歳児	201	192		9	0	201	0
		1・2歳児	520	555		0	0	555	35
計		2,175	2,397	837	9	0	3,243	1,068	

【確保の方策】

平成 31 年度の時点では、1号認定および2号認定については、施設の供給が上回っています。一方3号認定については、31年度であっても待機児童がいることが数字上でみることができます。これらの供給方法としては、地域型保育園に頼ることなく、施設型給付である認可保育園の新設、かつ、待機児童の多くは2歳以下となっているため、0歳児から2歳児までを受け入れられる施設とします。

なるべく早期に保育園の新設を行い、待機児童を解消できるようにします。

認定こども園は、教育と保育を両立できる施設であり、今後のニーズにも対応する施設であるため、市内保育園・幼稚園に対して意向がある場合には、積極的に認可する方向とします。

地域型保育については、条例等整備を行い、需要と供給のバランスを見ていつでも受け入れられる体制を整えておきます。

<平成28年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

<平成30年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

○年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

<平成31年度>

○認可保育園新設をおこなうことで待機児童を解消します。

○年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

①幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

②特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、しょうがいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ しょうがいのある児童と共に行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していきます。

5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

第5章

地域子ども・子育て支援事業の整備

第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て新情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。
(3) 確保方策の考え方	「保育コンシェルジュ」をより発展させ、子ども・子育ての相談・支援を包括的に行う「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」の設置について検討するなどして、ワンストップの支援体制を整備していきます。あわせて、子ども子育て関連の情報を一元化して総合的に発信していくことを検討します。

② 確保提供量

単位：施設

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	常設で、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
(3) 確保方策の考え方	地域子育て拠点事業については、数字上はすでに充足していると考えられるが、実施場所や実施内容等について今後検討していくことで、質の向上等を目指していきます。

② 確保提供量

単位：人回

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		3,565	3,495	3,408	3,347	3,309
②確保提供量		17,482	17,482	17,482	17,482	17,482
②-①		13,917	13,987	14,074	14,135	14,173
施設数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。
(3) 確保方策の考え方	妊婦健康診査については、すでに充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		589	589	589	589	589
②確保提供量		すべての妊婦に対して14回の検診の補助券を渡している。				

②-①		-
-----	--	---

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	乳児家庭全戸訪問事業については、受診率の高さから既に充足していると考えられますが、今後は、残りの未受診家庭への支援について検討していくことで質の向上等に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		すべての出生後3・4か月の乳児に対して、訪問検診を行っている。				
②確保提供量		受診率98%。				
②-①		-				

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業、要保護児童対策協議会
(2) 事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。 要保護児童対策協議会を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築していく事業です。
(3) 確保方策の考え方	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業については、すでに充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計				-		
②確保提供量				-		

②-①		-
-----	--	---

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ショートステイ事業については、すでに充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		61	59	57	56	55
②確保提供量	52	100	100	100	100	100
②-①		39	41	43	44	45

(7) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター
(2) 事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ファミリー・サポート・センター事業は年齢で区分していないため、就学後では充足していても、未就学園児で不足している場合があります。確保策としては委託を視野に入れて確保していきます。

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		87	88	88	84	81
②確保提供量	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
②-①		2,027	2,026	2,026	2,030	2,033

(8) 一時預かり事業

8-1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）については、各園と調整のうえ、事業の拡充を進めていきます。

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計				—		
②確保提供量				—		
②-①				—		

8-2 【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<p><u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。</p> <p><u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。</p> <p><u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。</p>
(3) 確保方策の考え方	<p>一時預かりについては平成31年度の時点で513人日の確保ができていないため、1園3人増加で確保していきます。</p> <p>$513 \text{人} \div 240 \text{日} = 2.13 \text{人/日}$となるため、3人増加することで確保できます。</p> <p>子育て援助活動支援事業については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。</p>

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		8,579	8,193	7,803	7,679	7,525
②確保提供量	7,388	6,194	6,194	6,194	6,194	6,194
一時保育事業	3,607	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
ファミリー・サポート・センター事業	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
トワイライト	0	0	0	0	0	0
②-①		-2,385	-1,999	-1,609	-1,485	-1,331

(9) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。
(3) 確保方策の考え方	延長保育事業については、市内認可 12 園すべてで行っており、充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		1,014	921	944	928	913
②確保提供量	3,109	1,210	1,210	1,210	1,234	1,260
②-①		196	289	266	306	347

(10) 病児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
(3) 確保方策の考え方	病児・病後児保育事業については、既に充足していると考えられますが、利便性の確保から2か所目の設置を検討していきます。

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		960	960	960	960	960
②確保提供量	864	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
②－①		504	504	504	504	504

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童クラブ
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3) 確保方策の考え方	4～6年生の学童保育利用者数などを把握するために、就学児童のいる世帯を対象にアンケートを実施します。その結果をもって、放課後子ども総合プラン（※注1）を推進し、小学校の余裕教室の活用などを検討していくことで、高学年を受け入れていくための学童保育所の整備をはじめとした、放課後における子どもの居場所のあり方について検討していきます。

※注1：放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを趣旨・目的としています。市町村は、「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることとされています。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計		786	793	797	793	771
②確保提供量	486	485	485	485	485	485
②－①		-301	-308	-312	-308	-286

(12) 実績徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	<p>幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。</p> <p>本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。</p>
(3) 確保方策の考え方	<p>国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施していきます。</p>

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	<p>新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。</p> <p>認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置</p> <p>認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）等です。</p>
(3) 確保方策の考え方	<p>新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施していきます。</p>

2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

子ども子育て総合相談窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

【主な施策事業】

No.	施策項目	事業の内容
1	子育て広場事業の連携・充実	市で実施しているカンガルー広場、おはようコケッコーやかるがもなどの子育て広場事業の市民との連携を深め、充実を図ります。
2	母子訪問事業の推進	保健師等の訪問指導によって、妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、現在、実施されている「妊産婦訪問指導」、「新生児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん事業」、「乳幼児訪問指導」の充実を図ります。
3	子育て相談事業の充実	子ども子育て総合相談窓口の開設により、福祉・保険・教育などのさまざまな機関で行われている子育てに関する様々な相談事業について、ワンストップの支援体制を整備していくことで、相談事業の一層の推進を図ります。
4	子育てパンフレットの配布	母親学級で行っている、子育てをはじめた親、特に初めての親に子どもの育ちや子育てについてのアドバイスを載せたパンフレットの配布を継続します。
5	母子保健相談事業の推進	母親などに対し育児相談を行うことで不安の解消を図り乳幼児の正常な教育・発達が促されるように支援するため、現在、実施されている「妊婦健康相談」「産婦健康相談」「乳幼児健康相談」「電話相談」などの充実を図ります。
6	子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。
7	子ども向けの広報事業の充実	市のホームページ開設、市報の発行など様々な広報に、子ども参画を進めた形での広報づくりを推進します。
8	「子育て施設・遊び場マップ」の作成	市内の子育てグループ等に参加してもらい、子どもたちが遊べる施設や場所などの情報を掲載した「子育て施設・遊び場マップ」の作成・配布に努め、施設の有効利用を図ります。
9	子育てに関する広報事業の充実	子育て家庭同士や地域とを結びつけるため、子育てネットワークを構築し、情報交換の方法として、広報紙・ホームページの活用を推進します。
10	子育て情報紙の発行	子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育て情報紙の発行を推進し、子育てホームページの開設などを通して今後の情報発信及び子育ての談話室になるよう推進します。
11	子ども情報ページの充実	国立市のホームページとリンクした、子ども対象ホームページの充実を図ります。

3 児童虐待防止の充実

(1) 子ども家庭支援センター相談体制の充実

①子ども家庭支援センター相談窓口の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への継続的な参加により、市職員の専門性やスキルの向上を図るなど、本市の子ども家庭支援センター相談窓口の充実を図ります。

②訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

特に乳児を抱える家庭については、相談窓口に来る前に問題が深刻化することが想定されるため、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、保健センターと子ども家庭支援センターが連携して、在宅支援体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携強化

①虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、福祉事務所と母子保健事業を所管する保健センターが緊密な連携を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことで、児童相談所や保健所、医療機関、教育・保育施設など、関係機関との情報共有を図ります。

②児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないよう、児童相談所等への通知をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

【主な施策事業】

No.	施策項目	事業の内容
12	里親制度の促進	児童相談所の業務である里親制度に対して、広報啓発的を通じ連携協力を強めます。
13	虐待児支援対策の充実	児童相談所を中心に、子ども家庭支援センターや関係機関が密接に連携し、情報の共有化と早期対応の仕組みづくり、虐待を受けている子どもの支援対策の充実に努めます。
14	要保護及び準要保護児童生徒援助費の充実	要保護及び準要保護の児童生徒への援助費の充実に努めます。
15	子ども家庭支援センターの拡充	平成15年度に開設した子ども家庭支援センターは平成20年度に先駆型に移行しました。国立市の子育て・子育て相談や子育てグループの育成支援、児童虐待対応のネットワークの充実に努めます。

No.	施策項目	事業の内容
16	子ども家庭支援ネットワーク連絡会の設置	要保護児童等の早期発見、並びに要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援を円滑に実施するための関係機関の連絡会として、「子ども家庭支援要ネットワーク連絡会（要保護児童対策地区協議会）」の充実を図ります。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 健やかな生活への支援

①ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

②健全な家庭生活への支援

ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、住宅費の助成を実施することにより、健全な住環境の確保を支援します。

(2) 自立に向けた就業支援の推進

①ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することが出来るよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職の支援を行います。

②ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

③生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るために、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

【主な施策事業】

No.	施策項目	事業の内容
17	母子・寡婦福祉資金貸付事業の推進	母子家庭の生活の安定とその児童の福祉を進めるため、各種資金の貸付を継続します。
18	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院または入院による治療を受けた場合の、都の医療費一部助成制度による助成を継続します。
19	ひとり親家庭のホームヘルパー事業の充実	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパーの派遣などの事業を推進します。

No.	施策項目	事業の内容
20	母子生活支援施設設置等委託事業の推進	保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるように支援を図ります。
21	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童の育成と福祉の向上のため、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがい有する児童を養育している家庭への手当を継続します。

5 しょうがい児施策の充実

(1) しょうがいの原因となる疾病の予防と早期発見

①妊娠出産期における母子保健事業の推進

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるとともに、特に低体重児については、必要に応じて適切な医療を受けられるよう医療費の給付を行うなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。

②各種健診事業を通じた疾病の早期発見

乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病やしょうがいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢やしょうがい等に応じた専門的なサービスの提供

①ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

しょうがい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、しょうがい児支援利用計画、療育支援における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

②しょうがい児や未熟児に対する医療の提供

将来しょうがいを残すと認められる疾患がある児童を含むしょうがい児を対象として、しょうがいの軽減、機能の回復等を目的とした手術等の医療を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療を給付します。

③しょうがい福祉サービス等の提供

しょうがい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などのしょうがい福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスを提供します。

④子どもの発達支援

「発達支援室」として、平成 25 年度より発達の気になる子どもに関する相談事業を、平成 26 年度より通所事業「ぴーす」を開始しており、今後支援策の一層の充実を図っていきます。

(3) しょうがいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

①教育・保育施設における受け入れ体制の充実

新制度では、しょうがいのある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、しょうがいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが求められています。

そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

②療育施設との連携強化

しょうがい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、療育施設と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、しょうがい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

③発達しょうがい児支援に向けたスタッフの資質の向上

自閉症、学習しょうがい(LD)、注意欠陥多動性しょうがい(ADHD)等の発達しょうがいを含むしょうがい児については、しょうがいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々のしょうがい児の実情に応じた適切な支援を行います。

【主な施策事業】

No.	施策項目	事業の内容
22	しょうがい児・者との交流の推進	毎年実施している「ふれあいスポーツ大会」では、ボーイスカウト、ガールスカウトなど多数のボランティアが参加しています。学校では、総合的な学習の時間等において、通常の学級の児童・生徒としょうがいのある児童・生徒との交流を行っています。また、特別支援学校在籍児童・生徒とも、副籍による交流を進めています。今後はボランティアセンターとの連携を図ること等を通してこれらの事業を一層進め、しょうがいに対する理解を深め、人権教育を進めます。
23	人権・しょうがい者等理解教育の推進	教育委員会目標である人権尊重の教育をもとに、外国人やしょうがい者・高齢者など、互いの違いを認め合う意識を育む教育について、各学校の教育課程への位置づけを推進します。

No.	施策項目	事業の内容
24	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童の育成と福祉の向上のため、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがいをもつ児童を養育している家庭への手当を継続します。
25	心身しょうがい者（児）福祉手当等の継続	しょうがいのある子どもがいる世帯の、経済的負担を軽減するための手当などを継続します。
26	重度手当等支給の継続	重度手当の支給を継続します。
27	しょうがいのある子の親への支援	ホームヘルパーや派遣事業を継続します。
28	しょうがい児保育の充実	しょうがい児も地域の保育所、幼稚園、学童保育所に入ること推進します。
29	しょうがい児緊急入所事業の充実	しょうがいのある子どもや、その家族の生活を支援するための緊急入所事業の充実を図ります。
30	しょうがいのある子どもへの支援	しょうがいのある子どもがいる家庭へのケースワーカーによる相談とホームヘルパー派遣事業を推進します。
31	療育の必要な子どもへの支援	健康診断等で発達遅滞のある未就学児に対して、相談指導や親子の遊び教室「くれよん」「ばすてる」の充実を図ります。
32	しょうがい児の幼稚園入園に対する支援の推進	しょうがいのある子どもを受け入れている幼稚園への補助を推進します。
33	発達の気になる子どもの相談及び通所	子どもの具体的な様子を聞き、かかわり方のアドバイスや、状況に応じた福祉サービスや医療機関等の情報を提供します。また、少人数のグループ活動を通して、ご家族や関係機関と連携しながら、子どもの発達を共に支えていきます。

6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

①両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、国立市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

②両立支援制度の適切な利用に向けた支援

新たにスタートする利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

③父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するために、パパママクラスの開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

①両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、都や労働団体等とも連携して啓発活動を行います。

【主な施策事業】

No.	施策項目	事業の内容
34	両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、子どもの育ちや育て方など育児に関する知識や親性を育む場となる両親学級を開催し、あわせて親の健康づくりなどの相談の場の提供を推進します。
35	先輩ママパパの子育て相談の実施	児童館や学童の子育て広場等に、地域の子育て経験者（先輩ママパパ）に入ってもらい、子育て相談の実施を推進します。
36	保育所における父母教室の開催	保育所が行う父母教室とともに、これから子どもを持つ親に子どもの育ちを体験してもらうため、保育所で実際の子もたちとの触れ合いを中心とした父母教室の定期開催を保健センターと連携をとって推進します。
37	父親向け教室の開催の充実	現在行われている、公民館の「男性の料理教室」などの事業の一層の充実を図ります。
38	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	法的整備は進んできていますが、就業規則の作成を義務づけされていない中小零細企業へ検討に向けた情報提供を行います。
39	ファミリー・サポート・センターの充実	仕事と育児の両立ほか、子育て中の親支援のための環境整備の一環として、充実を図ります。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

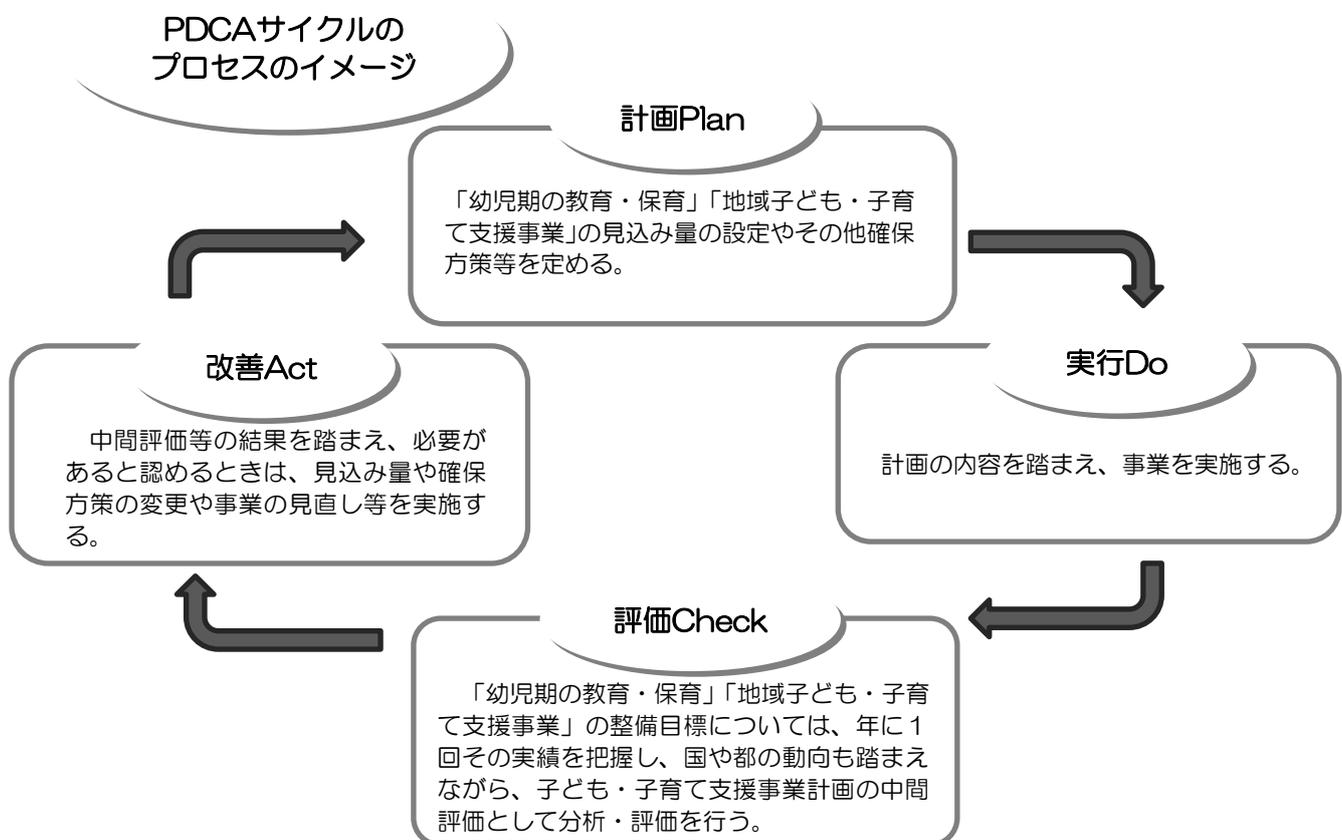
また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルのプロセスに基づき、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究などを行います。

また、計画の進行状況を定期的に「国立市子ども総合計画審議会」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・都への要望

子ども・子育て支援は、国、都、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、都に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭等に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援

資料編

資料編

- 1 子ども・子育て支援法の抜粋
- 2 国立市子ども総合計画審議会設置要綱
- 3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿
- 4 計画策定経過
- 5 用語解説

国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）

発行日 平成27年 月

発行者 国立市子ども家庭部児童青少年課

住 所 〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

TEL 042-576-2111 FAX 042-576-0264